

予防接種実施規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五章 日本脳炎の予防接種 （第一期予防接種） 第十五条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチン又は乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日から二十八日までの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。</p> <p>2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に日本脳炎ワクチン又は乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。</p>	<p>第五章 日本脳炎の予防接種 （第一期予防接種） 第十五条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、日本脳炎ワクチンを六日から二十八日までの間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。</p> <p>2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、接種量は、三歳未満の者にあつては〇・二五ミリリットルとする。</p>